



### 3. 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1. 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) （申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額もしくは出資金の額が 1 億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ①その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ②その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) （申告者が資本もしくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記 1 から 3 の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

※該当する□に✓をつけてください。

認定経営革新等支援機関

認定経営革新等支援機関以外 ※名称を○で囲んでください。

・商工会議所、商工会 ・税理士 ・税理士法人 ・公認会計士 ・中小企業診断士 ・監査法人  
・中小企業診断士 ・青色申告会連合会、青色申告会 ・その他（名称）

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

④

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等メールアドレス

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第 63 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和 3 年 2 月 1 日までににかほ市長に対して行うこと。

## 特例対象資産一覧（事業用家屋）

氏名（名称）

納税義務者コード（課税明細書の整理番号）

家屋の所在地等			床面積（㎡、％）		
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％
所在地				うち事業専用	
家屋番号	種類		㎡	㎡	％

※1 令和2年度固定資産税納税通知書の課税明細書に記載の内容・単位で記入すること。

※2 令和2年1月2日～令和3年1月1日に新規取得した家屋（令和2年度固定資産税納税通知書の課税明細書に記載のない家屋）については、不動産登記上の家屋番号の単位もしくは棟単位で記入すること。未登記の家屋については、「家屋番号」欄に「未登記」と記入すること。

※3 事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合がわかる資料（青色申告決算書の写し等）を添付すること。

※4 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。

※5 償却資産については、毎年行われる償却資産の申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになること。

注）本申告内容と市の固定資産税台帳に登録されている内容に差異がある場合は、現地調査により資産の評価内容を見直すことがあります。